

別記様式(第4条関係)

戸田市議会研修・視察報告書(会派名: 日本共産党戸田市議員団)

令和2年8月21日

手塚静枝 議長

報告者氏名

土屋 英美子

実 施 日	令和2年7月22日(木) ~ 令和2年7月22日(木)		泊 / 日
参 加 者	1 本田 哲	6	
	2 木比 葉子	7	
	3 土屋 英美子	8	
	4	9	
	5	10	合計 3 人
視察先・目的	<p style="text-align: center;">視察先 目的</p> <p>1 (株)地方議会総合研究所主催セミナー</p> <p>2 ①適正な議員定数の決定手法を考へる</p> <p>3 ②適正な議員報酬の決定手法を考へる</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p>		
宿 泊 場 所	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>		
費 用	宿泊費(泊)	円	食事代(日)
	交通費	1,320 円	研修費
	その他	円	合 計
備 考	67,200 円		

令和2年8月20日

「議員定数・議員報酬の決め方間違っていますか？in 東京」に参加して

7月22日、アットビジネスセンター池袋駅前別館で開かれた、広瀬和彦氏（株）地方議会総合研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制度参事）による「議員定数・議員報酬の決め方間違っていますか？in 東京」の研修会の「適正な議員定数の法的手法を考える」に参加しました。

参加した理由は、現在、戸田市議会は、来年1月の市議会議員選挙を控え、議会運営委員会で議員定数と議員報酬について協議を行っていること。これまでも議員定数の協議において、戸田市は人口が増え続けており、市民の多様な意見を反映させるためには、議員は減らすべきではないとの主張を行ってきましたが定数は減らされてきました。その経験から、しっかりと議員定数の考え方について改めて学ぼうと思い参加をしました。

広瀬氏は、冒頭、議員定数に制限はないこと。条例で自由に人数は定めることが出来ることを紹介しつつも、全国的に財政問題等を理由に議員定数が減らされていると語りました。しかし、議員定数を減らしても財政問題は解決しないと、「議員は、住民の意思をより細かく反映させることが重要であり、一度減らすと元に戻すことも増やすことも出来なくなる」と述べられました。

広瀬氏は続けて、議員定数の算定方式は6つあるとし、①常任委員会数方式②人口比例方式③住民自治協議会方式④住民自治協議会方式（または小学校区方式）⑤議会費固定化方式⑥類似都市との比較方式（人口規模・財政状況）⑦面積・人口方式を紹介。一つずつの方式を戸田市議会の議員定数26人に当てはめても戸田市議会の議員定数は適正であり、人口が増えていることを考慮すれば増やしても良いのでとも述べられていました。

私が印象に残ったのは「常任委員会数方式」です。戸田市議会は4つの常任委員会があり1委員会6～7人で構成されています。広瀬氏は、適正な議論が出来るのは6人といわれている。戸田市議会は6～7人で構成されているので適正数であるとの評価をされました。もっと少なくとも委員会審議はできると主張する議員もいますが、2元代表制の基、議会としてチェック機能、監視機能をいたずらに低下させてはなりません。戸田市のように人口が増えている自治体においては、多種多様な意見や考え方を議会に反映させることが必要です。私たちに求められていることは、議員としての素質を磨き、日々の活動を市民に見えるようにしていく、知らせていく、この努力をすることが必要であると思います。「普段、議員は何をしているのか解らない。議員を減らしてその分の税金を市民に使ってほしい」などと言われたいよう、今後も引き続き、市民の負託を受けた者として努力していきます。

日本共産党戸田市議団 本田哲

議員研修レポート

『適正な議員報酬の決定手法を考える』について

日本共産党 むとう葉子

7月22日、株式会社 地方議会総合研究所における議員研修会に出席しました。元全国市議会議長会法制参事である廣瀬和彦氏より講演をいただいたことをご報告いたします。

〈研修内容〉

議員報酬の意義として、一般的な報酬とは一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付のことだが、議員報酬は一般の報酬の概念のほかに、その地位に対し、職務と責任に応じて与えられる給付の性格を有する、いわゆる給与的な性質（生活給）をも併せ有する概念で用いられている面もある。（地方自治法 第203条に示されている。報酬額については条例によって定める。）

議員報酬の決定要因は、3ヶ月（年4回の議会に向けた活動報告）の活動状況を出すことが基本的な考え方になる。また自治体における財政事情、住民所得水準、類似団体との比較均衡、世論の動向を鑑みて決定されていることが多い。これまで、議員は選挙に多額の費用を必要とするため、従来費用弁償のほか、種々の事実上の行過が行われてきた傾向があるが、それをかえって問題の種子となっているような場合があるので、むしろ明確にも勤務に相当する報酬を支給することを建前とする方が適当だとされてきた。

●他市町村の事例を踏まえて議員報酬を考えるにあたっての留意点を4つあげられている。

- ①住民の選挙によって選ばれた地方公共団体の特別職であること。
- ②一般職の事務職員と異なり任期は、4年しか保証されていないこと。
- ③年金が存在しないこと。
- ④議員は対外的に職業として認識されていないこと。

●国会議員の歳費との違いは、国会議員は地元を離れて働くことから、生活給という考え方である（国会法35条により一般職の国家公務員の再校の給料額より少なくない額と規定されている）。

●議員報酬算定の基準方式7つと課題

- ①市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める方法
→市政への貢献度を指数化することが困難
- ②執行部職員の給与を基準とする考え方：選挙で選ばれた住民代表であることから一般

職最高給である局長または部長の給与を参考に議員報酬を考える方式

→部長級の中でもどの等級を参考にするかを考慮する必要あり

- ③国会議員の歳費を基準とする考え方：国会議員の勤務日数と地方議員の勤務日数を比較算出
- ④日当制を根拠に支出する方法
- ⑤当該団体の長の給与額を基準とする考え方
- ⑥比較方式：類似団体を抽出し、各議会の議員報酬年額を議員活動日数で除し、自分の議会の値を除いて指数化して検討する方法
- ⑦議会費の割合を一定とし、算出する方法

〈所感〉

様々な方式により、議員報酬の算定がされていることを知りました。戸田市議会を事例に挙げて現在の議員報酬についての見解もいただきました。その結果、現在の戸田市議会における議員報酬は、議会活動の日数を考慮しても、少ない額であるとのことだったが、市民感情もあることから、しっかりと議員活動を知らせる必要があるということでした。

議員報酬は、働いた分だけ貰えるという狭い考え方より、選挙で選ばれている市民の代表であり、住民の感情的な部分だけで決めるものではないということ。根拠を示しながら、感情的な部分を抑え、丁寧に説明していく必要があるとのこと。

議員定数の議論と同様に、市民にアンケート調査を行うと、高いといった答えが多くあるようです。議会や議員の仕事を知らない市民に対してアンケートをとることは適当ではないとのことでした。

以上のことから、議会や委員会での審議だけでなく、普段から議会報告などで議員の仕事についての理解アプローチをすることも大切な仕事だと感じました。